

(案)



岡賃審第 号
令和6年8月6日

岡山労働局長

森實 久美子 殿

岡山地方最低賃金審議会

会長 益田 佐和子

岡山県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月3日付け岡労発基0703第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータで比較したところ、令和5年10月1日発効の岡山県最低賃金（時間額932円）は令和4年度の岡山県の生活保護水準を下回っていなかった。

なお、当審議会として、最低賃金額改正審議にあたり、地域の実態を反映した独自性が發揮できる審議運営を求める。

おって、政府等に対し、地域の中小企業・小規模事業者が、継続的に賃上げできる環境整備を進めるとともに、なお一層、価格転嫁対策を徹底し、下請取引適正化の更なる監視強化、各種減税における実質賃金の上昇、賃上げ税制や補助金等の賃上げ企業への優遇など、賃上げ原資の確保につながる継続的な取組実施、生産性向上支援と経営支援の強化を強く要望する。

別紙1

岡山県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

岡山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 982円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

別紙2

岡山県の生活保護費と最低賃金について

(令和4年度データに基づく比較)

1 最低賃金

- (1) 件 名 岡山県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 932円
- (3) 発 効 日 令和5年10月1日

2 生活保護

- (1) 比較対象者

18～19歳・単身世帯者

- (2) 対象年度

令和4年度

- (3) 生活保護（令和4年度）

生活扶助基準（第1類費+第2類費+期末一時扶助費）の岡山県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（99,532円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

令和5年10月1日発効の岡山県最低賃金の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると岡山県最低賃金が生活保護費を下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$932\text{円} \times 173.8 \times 0.807 = 130,719\text{円}$$

※令和6年7月10日に開催された中央最低賃金審議会第2回小委員会の資料中、別添グラフに示された比率。